

2-1 具体的な取組み

「総務省環境配慮の方針」に基づき、環境問題に係る施策を着実に実施するとともに、通常の経済活動の主体として行う行動についても環境に配慮。

1 情報通信を利用した環境負荷の削減等

○ テレワークの推進

- ・ 企業における情報セキュリティ水準の高いテレワーク環境の構築を支援するためのテレワークセキュリティガイドラインを策定。
- ・ 総務省職員によるテレワークの試行を実施（平成17年1月～2月）。
- ・ 本年2月に開催されたテレワークシンポジウム（総務省、厚生労働省共催）において、周知・広報活動を通じた普及啓発を実施。
- ・ 本年8月、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省により、テレワーク導入ガイドブックを策定。
- ・ 本年度中に総務省職員によるテレワークの試行を拡大。
- ・ 本年11月に産官学連携による「テレワーク推進フォーラム」を設立し、調査研究、普及啓発活動等を実施。

○ IT投資の促進

- ・ 平成15年度から、企業のIT投資に対する税制支援として「IT投資促進税制」を措置。

○ 高度道路交通システム(ITS)の推進

- ・ ITS情報通信システムについて、官民連携のもとITSの利活用の推進を図るための調査開発を実施。
- ・ ITS実現のための情報通信技術の研究開発として、高速に移動する自動車において、インターネットを含めた様々な大容量の情報を円滑に提供・享受するための研究開発を推進し、その成果をITS世界会議名古屋2004において発表するとともに、統合実証実験を実施。
- ・ 車・道路・人を有機的に結合し、いつでも・誰でも・特別な操作なく情報を利用できるユビキタスITSの実現のための研究開発を実施。（車車間通信技術や路車間通信技術、地上デジタル放送の地上デジタル放送による道路交通情報配信技術等の確立に向けた研究開発）

○ 環境に関する新技術の開発

- ・ 独立行政法人情報通信研究機構において、電波や光の高度有効利用を目的とした環境に関する計測技術やリモートセンシング技術の研究開発として、全球の降雨観測を行うGPM (Global Precipitation Measurement: 全球降雨観測) 計画や同じく全球の雲観測を行うEarthCARE計画におけるレーダー開発などを実施。

2-2 具体的な取り組み

2. 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制

○ 業界団体に対する働きかけ

- ・ 通信・放送関係団体（6団体、1,045社加盟）に対して、「環境自主行動計画」の進捗状況について、アンケート調査及びヒアリングを実施、情報通信審議会に対して取りまとめ結果を報告（平成11年度以降、毎年度1回実施）。各団体における「環境自主行動計画」の策定及び見直しと計画に基づく確実な取り組みを促進。

3. 消防防災分野における環境問題への対応

○ 消火器・防災物品等のリサイクルの推進

- ・ 消火器・防災物品のリサイクルについては、政府が実施しているミレニアム・プロジェクトの一環として「消火器については60%、防災物品については30%のリサイクル・リユース率（平成16年度目標）を実現するための技術を確立する。」を目標に取り組み（平成12年度～平成16年度）、ミレニアム・プロジェクトの最終年度となる平成16年度には、リサイクルシステムの構築についての検討を実施し、各100%を達成。
- ・ 平成15年11月から認定されているエコマーク消火器の普及やグリーン調達制度（本年2月にエコマーク付き消火器が調達品目に採用）の活用を促進するとともに、平成15年12月に施行された改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度の活用を図るとともに、リユース・リサイクルに係る他の団体の取組みとの連携を実施。
- また、防災物品に係るリサイクルシステム全体について検証実験を行い、回収から製造・市場開拓までの一連の制度としての運営可能性を検討。

○ ハロン消火剤の抑制対策

- ・ ハロン消火剤の使用抑制、適正な設置・維持について検討を実施。
- ・ ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤及び二酸化炭素の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を実施。

2-3 具体的な取り組み

○ 燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進

- ・ 燃料電池スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に係る技術基準、定置式燃料電池の技術基準の整備を行い、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等を一部改正するとともに、燃料電池自動車の地下駐車場の利用に係る安全性について確認し、周知。
- ・ 燃料電池自動車の燃料供給システムの安全性について調査研究を実施予定。
- ・ 有機ハイドライド方式における燃料電池自動車の燃料供給システムの安全確保について検討。

○ 廃棄物処理施設の火災対策

- ・ 永続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を実現するため、バイオマス燃料の内、ごみ固形化

燃料（RDF：Refuse Derived Fuel）を含む再生資源燃料の安全対策の確立を図る。

※ 危険物の規制に関する政令を改正し、RDFを含む再生資源燃料を指定可燃物の品名に追加。

※ 火災予防条例（例）を改正し、再生資源燃料のうち、RDF等の水分により発熱等のおそれのあるものについて、必要な安全対策を規定。

※ 水分により発熱又は可燃性ガスの発生のおそれのある物品について情報収集を行う。

○ 危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備

- ・ 地下貯蔵タンクに関する腐食・劣化評価手法に関するフィールド実験を実施し、日本の環境にあつて、実用化の可能性が最も高いと考えられる、土壌診断等統計的手法を採用。
- ・ 土壌診断等統計的手法によるデータを集集、土壌の状況とタンクの腐食・劣化との関連性を整理・分析し、わが国の環境に応じた土壌診断等統計的手法の開発及びデータベースを整備する予定。

2-4 具体的な取組み

4 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進

○ 地方財政措置の実施

- ・ 地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びびりサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。

※ 平成17年度の地方財政措置 地球環境保全創造事業…ソフト事業：1900億円程度、ハード事業：500億円程度
リサイクル事業…980億円程度

○ 自動車税のグリーン化

- ・ 平成16年度に講じた現行のグリーン税制において、さらに環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、以下の措置を実施。

- ① 自動車税の軽減措置の対象を重点化するとともに、排出ガス性能及び燃費性能に応じ50%と25%の軽減区分を設けた。
- ② 新車登録から一定年数を経過した自動車に対しては、引き続き自動車税を重課。
- ③ 低燃費車に対する自動車取得税の特例措置の対象を重点化するとともに、排出ガス性能及び燃費性能に応じ30万円と20万円の控除区分を設けた。

5 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

○ 総務省の物品調達

- ・ 平成13年度以降、グリーン購入法に基づき調達方針を毎年策定し、環境物品の調達に努めているところ。
- ・ 平成16年度の調達実績においては、調達方針に定められた目標を、全体として95%以上の品目について達成。

○ 地球温暖化対策

- ・ 「政府の実行計画」（平成14年7月、閣議決定）に基づき、地球温暖化対策に係る取組を図るとともに、毎年度、取組状況の点検を実施。
- ・ 本年6月、政府の実行計画及び京都議定書目標達成計画に基づき総務省実施計画を策定。

3 平成18年度に講じる環境保全に係る主な施策

○ テレワーク・SOHOの推進

テレワーク・SOHOについては、就業機会の拡大や育児・介護と就労との両立等による少子高齢化対策の推進、通勤等の削減により地球温暖化の防止等に貢献するものとして大きく期待されているが、その導入・運用には多くの課題があるため普及が進んでいない状況にある。そこで、テレワークの円滑導入、効率運用のための調査研究やセミナー等の普及啓発活動を総合的に実施し、その一層の普及促進を図る。

○ IT投資の促進

平成18年度税制改正要望において、措置の延長を要望。

○ 高度道路交通システム(ITS)の推進

車・道路・人を有機的に結合し、いつでもどこでも誰でも・誰でも・何でも・特別な操作なく情報を利用できるユビキタスITSの実現のための研究開発を実施。(車車間通信技術や路車間通信技術、地上デジタル放送の地上デジタル放送による道路交通情報配信技術等の確立に向けた研究開発)

○ 環境に関する新技術の開発

独立行政法人情報通信研究機構において、電波や光の高度有効利用を目的とした環境に関する計測技術やリモートセンシング技術の研究開発として、全球の降雨観測を行うGPM(Global Precipitation Measurement: 全球降雨観測)計画や同じく全球の雲観測を行うEarthCARE計画におけるレーダー開発などを実施。

○ ハロン消火剤等の抑制対策

オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、モントリオール議定書及び京都議定書の趣旨に沿った対応を図るべく、ハロン消火剤及びハロン代替消火剤(HFC)の使用抑制、有効な回収、再利用、適正な設置維持を図る。

○ 新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保(燃料電池・バイオマス燃料)

地球環境保全の観点から、バイオマスや水素などの新エネルギーの利活用が進められていることを踏まえ、次の施策を行う。

①「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマス燃料の安全な利用促進を図るため、製造、流通、使用等の過程でのバイオマス燃料の危険性等について調査研究を行い、製造から使用までの安全対策を確立する。

②燃料電池自動車の普及環境の整備を図るため、燃料電池自動車の燃料供給システムの安全性について調査研究を行い、安全対策を確立する。

③定置式燃料電池の技術基準の更なる整備に関する検討を行う。

○ 危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備

土壌診断等統計的手法によるデータ収集、土壌の状況とタンクの腐食・劣化との関連性を整理・分析し、わが国の環境に応じた土壌診断等統計的手法の開発及びデータベースを整備する予定。

行政評価等プログラム

平成17年4月

総務省

総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、平成17年度から19年度までの3年間における業務の基本的な方針を、行政評価等プログラムとして定める。

なお、本プログラムについては、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

I 行政評価局の役割及び取り組むべき課題

1 行政評価局の役割

行政評価局は、政府部内において行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

(政策評価)

政策評価制度に関する基本的事項を企画・立案し、これに関する事務の総括を行うことにより、政策評価の円滑かつ効果的・効率的な推進と政策評価の質の向上等を図ること。

また、評価専担組織として府省の枠を超えて、各府省の政策について統一性又は総合性を確保するための評価を行うことにより、政策の見直しや改善を図るとともに、各府省の政策評価についてその客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動を行うこと。

(行政評価・監視)

政府部内にありながらも各府省とは異なる立場の行政評価・監視の専門組織として、各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を図ること。

(独立行政法人評価)

各府省の独立行政法人評価委員会が行う独立行政法人の評価の結果について必要な意見を述べる等政策評価・独立行政法人評価委員会に付与された権限の行使を補佐することにより、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保すること。

(5) 政策評価に関する全政府的な研修の実施

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、専門的知識の向上等に資するため、各行政機関の政策評価等に従事する職員に対して研修を実施する。

(6) 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用の促進のための政策評価支援システムを円滑に運用する。

(7) 政策評価に関する情報の公表の徹底及び広報の積極的な展開

政策評価に関する情報の公表を徹底し、その所在に関する情報を国民が一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能を充実するなど、外部からの検証可能性を確保する。

また、評価書及びその要旨を一層分かりやすいものとするよう改善するとともに、平成16年度から開催している政策評価フォーラム等を通じた政策評価制度に関する広報を積極的に展開するなど、国民への周知や国民の理解の増進を図る。

2 政策の評価の計画的実施

評価法第13条の規定に基づき、総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

(1) 評価の実施に関する基本的な方針

評価法第12条第1項及び第2項の評価に関して、以下の取組を推進する。

ア 政策の統一性又は総合性を確保するための評価（評価法第12条第1項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施する。

イ 政策評価の客観性を担保するための評価活動（評価法第12条第2項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、行政機関ごとにかつ個々に行う審査を、概算要求に関連して行われた政策評価について、重点化を図りつつ、できる限り速やかに行う。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定

④ ③を踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

③及び④については、平成15年8月に公表した『「評価の実施の必要性の認定」の考え方の整理と今後の取組』等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの
- ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきものについて検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、各府省に提供するとともに、公表する。

(2) 平成17年度から19年度までの3か年に実施する評価のテーマ

上記(1)アを踏まえ、平成17年度から19年度までの3か年において、国民の安全・安心の確保、環境問題への対応等政府として統一的又は総合的な対応を要する重要課題に関し、統一性又は総合性を確保するための評価を実施する。

具体的には、次のテーマについて評価を実施する。

複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、一括して、全体として評価するテーマとして、「少年の非行対策」、「リサイクル対策」、「PFI事業」、「配偶者からの暴力の防止等」及び「自然再生の推進」に関する評価を実施する。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）において政策群に係る府省横断的な検証における政策評価の活用が求められていることを踏まえ、「若年・長期失業者の就業拡大」、「世界最先

端の「低公害車」社会の構築」及び「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する評価を実施する。

(3) 平成17年度に実施する評価のテーマ

平成17年度に実施する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記(2)のうち、「少年の非行対策」、「リサイクル対策」及び「PFI事業」とする。

なお、このほか、「大都市地域における大気環境の保全」について、引き続き実施する。

(4) 評価の実施に関する重要事項

ア 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用並びに評価の中立性及び公正性の確保の観点から、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

イ 行政評価・監視との連携

行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど、行政評価局として政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。

ウ 調査、研究等の推進

行政評価局が行う政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。

エ 統一性又は総合性を確保するための評価に係るフォローアップの実施

統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について、「政策評価に関する決議」（平成15年7月18日参議院本会議）も踏まえ、フォローアップを的確に行う。

行政評価等プログラムにおける行政評価局の取組

		平成 17 年度	平成 18・19 年度
政策評価	政策評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○政策評価の適時適切な実施の推進。政策評価制度に関する見直しへの対応。政策評価の客観性を担保するための評価活動との連携 ○政策評価の結果の予算要求等政策への的確な反映の推進 ○政府全体の政策評価実施状況等の取りまとめ・公表 ○評価手法等の調査・研究の推進 ○政策評価に関する、全政府的な研修の実施、情報の活用の促進 ○政策評価に関する情報の公表の徹底及び広報の積極的な展開 	
	政策の統一性又は総合性を確保するための評価	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の非行対策 ・リサイクル対策 ・PFI 事業 (・大都市地域における大気環境の保全) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止等 ・自然再生の推進 ・若年・長期失業者の就業拡大 ・世界最先端の「低公害車」社会の構築 ・外国人が快適に観光できる環境の整備
	政策評価の客観性を担保するための評価活動	<ul style="list-style-type: none"> ①各行政機関における政策評価の実施状況の把握 ②各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査 ③行政機関による再評価等の実施の必要性の認定 ④③を踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価 	
行政評価・監視	国民の安全・安心の確保に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防 ・厚生年金 ・鉄道交通の安全対策 ・検査・調査等業務従事者身分確認 ・小児医療 (・産業廃棄物対策) (・化学物質の排出の把握及び管理) (・バリアフリー) (・感染症対策) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続等本人確認 ・畜産物等のトレーサビリティ対策 ・原子力防災 ・農薬物の輸入検査等 ・有料老人ホーム等 ・在外教育施設の安全対策等 ・矯正・更生保護
	地域の再生、経済の活性化に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の特例措置実施状況調査(その2) (・都市農村交流対策) (・農業災害補償) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の特例措置実施状況調査(その3)(その4) ・規制行政
	行政の組織・運営の合理化・効率化、経費の効率的使用等に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体補助金等(第2次) ・国等の債権管理等 ・労働安全・基準 ・地方支分部局等指導監督行政 (・民間団体補助金等(第1次)) (・IT化推進施策) 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁共通経費 ・国有財産の管理等 ・電子政府の推進(第2次) ・国際文化交流 ・公共工事のコスト削減改革等
	<ul style="list-style-type: none"> ○重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に関し、必要に応じて行政評価・監視の実施 ○国民からの苦情、事故・災害等を契機とした緊急の諸課題に関する行政評価・監視の機動的実施 ○地域における行政上の問題の具体的な改善を図るための行政評価・監視の実施 ○許認可等の実態把握 		
独立行政法人評価	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会が行う以下の活動を的確に補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人の業務実績に関する評価結果についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人等の業務実績評価の結果について審議 ②独立行政法人の主要な事務及び事業の改善に関する勧告についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の主要な事務及び事業の改善に関する勧告の方向性について審議 ・独立行政法人の次期中期目標・中期計画について、勧告の方向性に沿っているか審議 ③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実等 		
行政相談	<ul style="list-style-type: none"> ①行政相談事業の的確な処理の推進 ②行政相談の受付窓口の充実及び関係機関等との連携強化 ③広報活動の充実 ④府省共通業務・システムとしての苦情・相談対応業務に関する最適化計画の策定 		

(注) 「政策評価」欄及び「行政評価・監視」欄の()を付したテーマは、平成 16 年度に引き続き実施しているものである。

(参考)

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）

（政策評価の結果の取扱い）

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

（総務省が行う政策の評価）

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

（国会への報告）

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条第一項又は第二項の規定による評価（以下「政策評価等」という。）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

文部科学省における環境問題への取り組み

文部科学省では、教育、科学技術・学術、文化及びスポーツの振興という「未来への先行投資」を行っているが、環境問題は人類の将来の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題であると考えており、従来から積極的に取り組んできている。環境問題に関する主な取り組みは以下のとおり。

1. 環境教育・学習の推進等

今日の環境問題を解決するためには、我々一人一人が環境との人間との関わりや自然など環境の価値についての認識を深めるとともに、環境問題を引き起こしている社会経済等の仕組みを理解し、環境に配慮した仕組みに社会を変革していく努力を行うことが必要である。

このため、環境教育や環境学習の機会を充実し、環境に対する豊かな感受性と熱意、見識を持つ「人づくり」に取り組んでいる。

(1) 初等中等教育における環境教育

①環境に関する教育内容の充実

学校における環境教育については、従来から、社会科や理科を中心に、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じた指導が行われている。平成10年の小・中学校学習指導要領改訂及び平成11年の高等学校学習指導要領改訂においては、各教科等を通じて環境問題に関する内容を充実しており、体験的な学習を通じて環境についての理解を深められるような内容を重視している。

また、教科教育のみならず「総合的な学習の時間」においても、平成16年度には小学校の75.3%、中学校の52.8%が環境を課題とした学習に取り組んでいる。

②「環境教育推進グリーンプラン」の推進

学校における環境教育の推進を図るため、環境教育モデル地域の指定、環境のための地球学習観測(GLOBE)プログラムへの参加、全国環境学習フェアの開催、環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座、環境教育推進のための教材開発等を実施している。また、現行学習指導要領の下での環境教育の内容、方法等についての調査研究を行い、環境教育推進のためのプログラム開発を行っている。

③学校における自然体験活動の推進

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが極めて重要であり、「体験活動推進地域・推進校」や「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」の指定などを通じ、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動を推進している。

④「エコスクール」(環境を考慮した学校施設)の整備等

環境への負荷の低減や環境教育・環境学習に役立てるため、公立学校を対象にパイロット・モデル事業(実験的な事業)を実施するなど、エコスクールの整備充実を推進している。

また、校庭の芝生化など学校の屋外教育環境の整備充実及び学校施設における木材利用の促進も図っている。

(2) 高等教育における環境教育等

① 大学等における環境に関する人材の養成

大学等における環境に関する教育研究は、様々な学部・学科において実施されており、環境に関する人材の養成が大学等の自主的・自律的な取組により推進されている。

国立大学においては52大学に、公私立大学においては133大学に「環境」と名の付く学部・学科が設置されており、また、国公私立あわせて576大学において環境に関する授業科目が開設されている。

② 大学等における施設の環境対策

大学等における環境への負荷の低減等を図った施設の整備及び循環型社会に対応した施設の整備を推進している。また、大学等施設における省エネルギー対策の先進的な取組事例集を作成し普及を図るとともに、指導・助言を行うことにより、大学等施設のエネルギー消費効率の向上を推進している。

(3) 社会教育における環境教育・環境学習等

① 社会教育施設における環境教育・環境学習の推進

公民館、図書館、博物館などの社会教育施設が中核となり、環境をはじめとする地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果の全国的な普及啓発を行うことを通じ、社会教育における環境教育を推進している。

また、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家において、青少年の自然体験活動を支援する指導者の育成を行うとともに、自然体験活動等の機会や場の提供を行っている。

② 環境に関する子どもの体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して、体験型環境学習を推進している。また、文部科学省、国土交通省及び環境省が連携して「子どもの水辺」の選定・登録等を行う「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」など、関係省庁と連携して子どもの体験活動の場の整備を行っている。

さらに、国立オリンピック記念青少年総合センターの「子どもゆめ基金」において、民間団体が実施する子どもの自然体験活動等についても支援を行っている。

③ 環境教育・学習における国際協力

アジア・太平洋地域諸国における環境教育の充実・普及を図るため、ユネスコ・アジア太平洋地域教育開発計画(APEID)への協力の一環として、専門家を我が国に招致してセミナーを開催するとともに、財団法人ユネスコ・アジア文化センターにおける環境等に関する教材の開発・普及を支援している。

④ 文化財の保護を通じた環境の保全

文化財保護法に基づき、史跡、名勝、天然記念物、文化的景観及び伝統的建造物群保存地区等の保存及び活用の推進を図るとともに、世界遺産条約に基づく世界文化遺産の保護等の取組を行っている。特に、天然記念物は、学術上貴重で我が国の自然を記念するものとして指定された動物、地質・鉱物、そしてそれらから構成される天然保護区域であり、環境省との連携のもと適切な保護を図っている。